



年間ボリュームライセンス契約

本年間ボリュームライセンス契約の諸条件（以下「本契約」という）は、Claris がライセンサーの最初の注文を処理し、Claris がライセンサーに確認書を送付した時点から、お客様（以下「ライセンサー」といいます）と Claris International Inc.および／または Claris International（以下「Claris」といいます）との間における、法的拘束力を持つ合意事項となります。ライセンサーは、すべての契約条件に同意し、ソフトウェアの今後の更新またはアンインストールに関する法的要件を明確に理解していることを確認します。

1. ライセンス

(a) 本ソフトウェア 本契約において、「本ソフトウェア」とは、Claris FileMaker Server（以下「FileMaker Server」といいます）、Claris FileMaker Pro（以下「FileMaker Pro」といいます）、および Claris の契約システムで確認されている、ライセンサーによってライセンスを付与されたその他の FileMaker ソフトウェアを意味します。

(b) ライセンスの付与 該当するすべての料金が支払われた時点で、かつ本契約の条件に従うことの条件として、Claris はライセンサーに対し、本契約期間中に本ソフトウェアを下記第 1 条(b)(i)または同条(b)(ii)の該当するライセンスマルの説明通りにインストールおよび使用するための非独占的かつ譲渡不能なライセンスを付与します。本契約で使用される「ライセンスカウント」という用語は、(i) ユーザーライセンスマルに基づいて認められたユーザーの数および (ii) 同時接続ライセンスマルに基づいて認められた同時接続の数の両方を指します。

(i.) ユーザーライセンス：ライセンサーがユーザーライセンス（以下「ユーザーライセンス」といいます）を購入する場合、以下の条件が適用されます（かつ、下記第 1 条(b)(ii)の条件は適用されません）。ライセンサーは、Claris から追加のライセンスを書面により付与されない限り、各ユーザーライセンスマルに基づき、FileMaker Server ソフトウェアのライセンスを 3 つ受け取ります。ライセンサーは、本ソフトウェアにアクセスする社内または組織内の個別のユーザーごとにユーザーライセンスを購入しなければなりません。本ソフトウェアにアクセスするライセンスを有するこの個別のユーザーを「ユーザー」と定義します。各ユーザーは、Claris FileMaker WebDirect（以下「FileMaker WebDirect」といいます）ウェブ

ブラウザクライアント、Claris FileMaker Go（以下「FileMaker Go」といいます）クライアントおよび／または FileMaker Pro クライアント（以下、総称して「クライアント」といいます）を使用して、FileMaker Server 内に保存されているデータにアクセスする権利を有します。ユーザーは、任意のクライアントを使用して FileMaker Server にアクセスすることができます。ユーザーは、FileMaker Server に接続されているまたは接続されていない／オフラインの FileMaker Pro クライアントを使用することもできます。ユーザーは、任意のクライアントを使用して同時接続ライセンスマルに基づき購入した FileMaker

Server にアクセスできます。ただし、有効なユーザーライセンスを保有し、そのユーザーライセンスを使用して FileMaker Server ソフトウェアにアクセスすることを条件とします。ライセンサーは、同時接続ライセンス契約に基づいて購入した FileMaker Pro クライアントを、本ユーザーライセンス契約に基づいて購入した FileMaker Server ソフトウェアにアクセスさせることはできません。ライセンサーは、現在のユーザーが本ソフトウェアにアクセスする必要がなくなった場合に限り、社内または組織内の別の個人にユーザーライセンスを割り当て直すことができます。

スタータープランおよびマックスプランの特典と制限：スタータープランとマックスプランの両方に対して、以下の追加条項が適用されます。ライセンサーには、FileMaker WebDirect、FileMaker Go および FileMaker Pro へのアクセス権に加えて、下記第 4 条に定義する当初契約期間または更新期間中ににおける Claris Studio および Claris Connect へのアクセス権が付与されます。参照により本契約に組み込まれる Claris Studio および Claris Connect のサービス規約には、これらの製品の使用に関する追加の制限が規定されています。各プランに関する追加の制限については、当該サービス規約を参照してください。

Claris Connect サービス規約：

https://www.claris.com/company/legal/docs/eula/connect/claris_connect_eula_en.pdf

Claris Studio サービス規約：

https://www.claris.com/company/legal/docs/eula/claris-studio/claris_studio_eula_en.pdf

(ii.) 同時接続ライセンス：ライセンサーが同時接続のライセンス（以下「同時接続ライセンス」といいます）を購入する場合、以下の条件が適用されます（かつ、上記第 1 条(b)(i)の条件は適用されません）。ライセンサーは、FileMaker Server ソフトウェアのライセンスを 1 つ受け取ります。ライセンサーは、Claris FileMaker WebDirect（以下「FileMaker WebDirect」といいます）ウェブブラウザクライアント、Claris FileMaker Go（以下「FileMaker Go」といいます）クライアントおよび FileMaker Pro クライアント（以下、総称して「クライアント」といいます）を使用して、FileMaker Server 内に保存されているデータにアクセスする権利を有します。ライセンサーは、FileMaker Server に同時にアクセスする個々の接続の最大数と同数の同時接続ライセンスを購入する必要があります。FileMaker Server にアクセスするクライアントは、いずれも同時接続としてカウントされます。ライセンサーは、自らの従業員に対してのみ、FileMaker Server に接続されているまたは接続されていない／オフラインの FileMaker Pro ソフトウェアの使用を許可できます。ライセンサーの施設内において作業し、かつ、ライセンサーから明示的な許可を受けているライセンサーの臨時従業員、コンサルタントまたは請負業者も、ライセンサーのために業務を行っている場合に限り、FileMaker Pro ソフトウェアを使用することができます。それらの者がライセンサーのために業務を行うことをやめた場合、または本ライセンスが下記第 4 条に従って終了または期限切れになった場合、FileMaker Pro ソフトウェアをそれらの者のコンピュータから削除しなければなりません。ライセンサーが教育機関である場合、ライセンサーは、在籍中の学生、教職員、教育助手、管理者およびスタッフに対して、自己の教育機関が所有するコンピュータ上でのみ FileMaker Pro ソフトウェアを使用することを許可できます。ライセンサーは、FileMaker Pro クライアント

を、ライセンサーが同時接続ライセンス契約に基づき購入した FileMaker Server にのみ接続させることができます。FileMaker WebDirect の場合、開かれている、FileMaker Server に接続されているウェブブラウザの各タブは、個別のクライアントとみなされ、同時接続としてカウントされます。ライセンサーは、ユーザー-ライセンス契約に基づいて購入した FileMaker Pro クライアントを、FileMaker Server ソフトウェアにアクセスさせることができます。1 つのクライアントが 1 件の同時接続ライセンス契約に基づき複数の FileMaker Server ライセンスに同時にアクセスする場合、当該個別クライアントがアクセスする FileMaker Server のライセンスごとに同時接続が必要となります。ライセンサーは、一度に使用することが許諾されている同時接続の合計数の範囲内でのみ接続を許可することができ、これには FileMaker Pro (FileMaker Server に接続されているか、接続されていない／オフラインであるかを問いません) のすべての使用が含まれます。

ライセンサーは、本契約期間中にのみ本ソフトウェアを使用することができ、本ソフトウェアがその後購入された場合、または第 4 条(a)(3)もしくは第 4 条(b)に従って契約が更新された場合を除き、Claris 契約システムに記載されている満了日に本ソフトウェアのすべての使用が終了するものとします。

Claris は、ライセンサーに固有ライセンスキーを提供します。当該ライセンスキーは秘密情報として保持し、ライセンサーが本契約の条件に従って本ソフトウェアを使用できるようにする目的でのみ使用する必要があります。ライセンサーは、ライセンサーによる本ソフトウェアの複製およびインストールにおいて発生するすべての費用を単独で負担するものとします。

(c) **所有権**：ライセンサーは、本ソフトウェアが記録されている媒体を所有していますが、ライセンサーは、Claris およびそのライセンサーが本ソフトウェア自体の所有権を保持していることを認めます。

(d) **エンドユーザー使用許諾契約**：本ソフトウェアに付属するエンドユーザー使用許諾契約（「EULA」）に記載されている条件は、本ライセンスに基づいて使用される本ソフトウェアの各コピーの使用に適用されます。ただし、EULA は本ソフトウェアに対する追加ライセンスを付与するものではありません。

(e) **教育**：本ソフトウェアのライセンスが学生・教職員割引価格で付与されている場合、本ソフトウェアは、認定教育機関（もしくは同等の機関）または高等教育機関の在籍中の学生、教員、教師、スタッフ、管理者のみが使用することができます。

2. 制限

(a) **一般的な制限**：ライセンサーは、本ソフトウェアには企業秘密が含まれていること、また、それらを保護するため、適用法で許可されている場合を除き、本ソフトウェアを逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、またはその他の方法で人間が認識できる形態に分解することはできないことを認めます。ライセンサーは、本ソフトウェアの全部または一部の改変、販売、レンタル、リース、貸与、配布（本ライセンスで明示的に許可されている場合を除きます）またはそれに基づく二次的著作物の作成を行うことはできません。

(b) **表示**：ライセンサーは、(i) 本ソフトウェアから著作権表示または所有権に関する説明を削除してはならず、(ii) 本ソフトウェアのオリジナルコピーに付されていた著作権表示その他の所有権表示を本ソフトウェアのすべてのコピーに付すものとし、(iii) 本契約に基づき許可されている通りに本ソフトウェアを使用するために必要な場合を除き、固有のライセンスキーをいかなる者にも開示してはならず、また、(iv) 本ソフトウェアの各ユーザーが本契約の条件を認識し、それを遵守するよう、合理的な措置を講じるものとします。

(c) **用途の制限**：本ソフトウェアは、核施設、航空機のナビゲーション、通信システム、航空交通管制またはこれらに類似する業務の運用において使用することは想定されておらず、そのように使用した場合、本ソフトウェアの動作不良が、死亡、人身傷害または深刻な物理的損害もしくは環境被害につながる可能性があります。

(d) **譲渡の禁止**：ライセンサーは、Claris の書面による事前の同意なく、本契約のいかなる部分も他の者に譲渡することはできません。

3. 保守ソフトウェア

(a) 定義

- (i) 「保守ソフトウェア」には、アップグレードとアップデートの両方が含まれます。
- (ii) 「アップグレード」とは、機能の追加および／またはパフォーマンスの向上による既存の製品の改善を意味します。
- (iii) 「アップデート」とは、修正プログラムを含むバグ修正アップデート、仕様への準拠を維持するための互換性アップデート、特定の標準と相互運用するための標準互換性アップデートを意味します。

(b) **保守ライセンス**：本契約の一部として、ライセンサーが本ソフトウェアを使用する権利は、本契約期間中に商業的にリリースされる保守ソフトウェアにも適用されます。Claris は、本契約期間中に商業的にリリースされる当該保守ソフトウェアのマスターコピーをライセンサーに提供します。

(c) **制限および免責事項**：保守ソフトウェアに対するライセンサーの権利は、別名の製品または特定の顧客や市場セグメント向けに作成された特別バージョンの保守ソフトウェア（類似する機能が備わっている、または類似する機能を実行するものであっても）の取得権をライセンサーに付与するものではありません。製品は隨時、特別なプロモーションとして小売その他のチャネルで異なる構成により提供され、Claris の単独の裁量によりなされる場合を除き、保守ソフトウェアとしては提供されません。保守ソフトウェアは、Claris およびそのライセンサーが独自の裁量で開発およびリリースするものとします。Claris およびそのライセンサーは、本契約の期間中に保守ソフトウェアを開発またはリリースすることを保証または表明しません。Claris およびそのライセンサーは、保守ソフトウェアが、ライセンサーに提供されること、または当該保守ソフトウェアの商業的リリース後の指定された期間内に利用可能になることを保証しません。

4. 契約期間および契約の解除

(a) 当初契約期間：本契約は、本第 4 条の規定に基づき本契約が更新または終了されない限り、契約日 に開始し、Claris 契約システムに記載されている満了日に解除されます（以下、当該期間を「当初契約期間」といいます）。当初契約期間の終了後、ライセンサーは以下のいずれかを行うことができます。

- (i) 第 4 条(b)に基づき本契約を更新すること。
- (ii) 第 4 条(d)に基づき本契約を解除し、本ソフトウェアのすべての使用を停止すること。
- (iii) 別の Claris ライセンスプログラムの下で、Claris のその時点での最新の条件に基づき ソフトウェアのライセンスを再度取得すること。

(b) 更新期間：当初契約期間の終了後、本契約は、以下の通り、追加の 1 年または（Claris が承認する場合に）複数年の期間で更新することができます。

ライセンサーが本契約を更新するには、各年の応当日までに、Claris に対して書面でライセンスカウントを確認し、その時点 で最新のライセンス更新料を支払う必要があります。Claris は、新しい満了日が記載されたライセンス証明書を発行し、 Claris 契約システムを更新することで、当該更新を確認します。

(c) **契約違反**：ライセンサーによる本契約の違反が、当該違反に関する Claris の書面による通知を受領 してから 10 日を超えて継続した場合、Claris はライセンサーに書面で通知することにより本契約を解除することができ、これにより本契約および本契約においてライセンサーに付与されたすべての権利は直ちに終了するものとします。本契約の 違反には、ライセンサーが期限内にライセンス料を支払わないことが含まれますが、これらに限られません。

(d) **契約の解除の効果**：理由の如何を問わず、本契約が満了した、または解除された場合、本契約に 基づくすべてのライセンスは直ちに終了し、ライセンサーは、本ソフトウェアのすべての使用、インストールおよび複製を停止す るものとします。ライセンサーは、満了または解除から 30 日以内に、Claris 契約システムに必要な通知を提出し、ライセンサーが本ソフトウェアのすべての使用を停止したことを確認し、本ソフトウェアのコピーが削除または破棄されたことを確認しな ければなりません。Claris がライセンサーからの通知を 30 日以内に受け取らなかった場合、Claris は、(i) ライセンサーに 対して請求を行い、ライセンサーにライセンス料の支払いを継続するよう求めることができ、かつ／または、(ii) ライセンサー が本ソフトウェアの使用を継続できないよう、本ソフトウェアのアクティベーションを解除するための措置を講じることができます。本契約に基づいて Claris に支払われる料金は、本契約の満了または解除時に返金されません。

(e) **存続条項**：第 1 条(c)、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条および第 11 条は、本契約の 満了または解除後も存続するものとします。

5. **限定保証**：Claris は、Claris の契約システムに記載されている当初契約日から 90 日間、Claris が提供する本 ソフトウェアが、Claris が提供する本ソフトウェアの公開されている仕様に実質的に適合していることを保証します。前記の 限定保証の違反に対する Claris の全責任およびライセンサーの唯一かつ排他的な救済は、Claris の判断により、媒体の

交換、購入価格の返金、または本ソフトウェアの修理若しくは交換のいずれかとなります。本限定保証は、Claris が提供する唯一の保証であり、Claris およびライセンサーは、その他すべての保証および条件（明示・默示を問いません）を明示的に否認します。これには、商品性、満足のいく品質、特定の目的への適合性に関する默示の保証または条件が含まれますが、これらに限られません。さらに、ライセンサーによる本ソフトウェアの享有に対する妨害または本ソフトウェアによる第三者の所有権の侵害に対する保証はありません。Claris は、本ソフトウェアに含まれる機能がライセンサーの要件を満たすこと、本ソフトウェアにおいて動作の中断もしくはエラーの発生がないこと、または本ソフトウェアの欠陥が修正されることを保証しません。さらに、Claris は、本ソフトウェアの使用またはそれを使用した結果について、妥当性、正確性、信頼性、その他の点に関する保証または表明を行いません。Claris または Claris の正式な権限を付与された代表者が提供した口頭または書面による情報または助言は、保証を生じさせるものではなく、いかなる形でも本保証の範囲を拡大するものではありません。一部の法域では、默示の保証または条件の除外が認められていないため、上記の除外がライセンサーに適用されない場合があります。

6. 救済および損害賠償の制限：過失を含むいかなる状況においても、Claris またはそのライセンサーは、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因する偶発的損害、特別損害または結果的損害について、Claris、そのライセンサー、または Claris の正式な権限を付与された代表者が当該損害の可能性について知らされていた場合であっても、責任を負わないものとします。一部の法域では、偶発的損害または結果的損害に対する責任の制限または除外が認められていないため、上記の制限または除外がライセンサーに適用されない場合があります。いかなる場合も、すべての損害、損失および訴訟原因（契約上、不法行為（過失を含みます）またはその他によるかを問いません）に対する Claris またはそのライセンサーの責任総額は、本契約に基づいて支払われた金額を超えないものとします。両当事者は、救済および損害賠償に関する本規定が、いずれかの保証救済の本質的目的が達成されたか否かにかかわらず執行され、それが達成されなかった場合でも存続することにつき、合意します。上記の制限は、適用法により人身傷害に対する賠償責任が要求されている場合に限り、人身傷害には適用されません。

7. 監査：Claris、またはいずれかの当事者の選択により、両当事者が合理的に容認可能な独立した第三者は、1 年に 1 回に限り、（合理的な事前通知を行った上で）通常の営業時間中に、ライセンサーが本契約を遵守していることを確認する目的で、ライセンサーおよび本契約に基づくライセンサーの支払い義務に関するライセンサーの記録を監査することができます。Claris の要請に応じて、ライセンサーは、知識豊富な従業員を提供し、当該監査を支援するものとします。当該監査により、ライセンサーによる本契約に基づき Claris に支払うべき金額の支払いが不足していたことが判明した場合、ライセンサーは当該期限の到来した金額を速やかに Claris に支払うものとします。いずれかの期間におけるライセンサーの支払不足の金額が、当該期間における Claris に実際に支払うべき金額の 10 パーセントを超えている場合、ライセンサーは、当該監査を実施するために発生した直接的な立替費用を速やかに Claris に払い戻すものとします。

8. サポート：Claris は、本契約に基づくライセンサーによる本ソフトウェアの使用に関して、ライセンサーにテクニカルサポートサービスを提供する義務を負いません。ライセンサーは、本契約期間中、Claris が現在提供している追加のサポートサービスを注文することができます。

9. 輸出管理：ライセンサーは、米国の法律および本ソフトウェアを入手した法域の法律により許可されている場合を除き、本ソフトウェアを使用またはその他の方法で輸出もしくは再輸出することはできません。特に、ただしこれらに限定されることなく、本ソフトウェアを、次のいずれの者に対しても、輸出または再輸出を行うことはできません：（a）米国の通商禁止国、または（b）米国財務省の特別指定国民リスト（list of Specially Designated Nationals）もしくは米国商務省の拒否人名および事業体名リスト（Denied Person's List or Entity List）に記載されている一切の者。本ソフトウェアを使用することにより、ライセンサーは、ライセンサーが上記のいずれの国にも所在していない、または上記のいずれのリストにも掲載されていないことを表明し、これを保証します。ライセンサーは、米国の法律で禁止されているいかなる目的でもライセンサーが本ソフトウェアを使用しないことにも同意します。これには、ミサイル、核兵器、科学兵器または生物兵器の開発、設計、製造または生産を含みますが、これらに限られません。

10. エンドユーザーが米国政府である場合：本ソフトウェアおよび関連文書は「商用品目」（Commercial Items）（当該用語は 48 C.F.R. §2.101 で定義されています）であり、「商業コンピュータソフトウェア」（Commercial Computer Software）および「商業コンピュータソフトウェア文書」（Commercial Computer Software Documentation）（当該用語は場合に応じて 48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202 で使用されています）によって構成されています。場合に応じて、48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202-1 から 227.7202-4 に従い、商用コンピュータソフトウェアおよび商用コンピュータソフトウェア文書は、米国政府のエンドユーザーに対して、（a）商用品目としてのみ、かつ（b）本契約の条件に従ってその他のエンドユーザーすべてに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、米国の著作権法に基づき留保されています。

11. 一般条項：本契約が購入された国に Claris の現地子会社がある場合、当該子会社が所在する国の現地法が本ライセンスに適用されるものとします。それ以外の場合、本契約は米国およびカリフォルニア州の法律に準拠するものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（1980 年）（その後の改正を含みます）が、本ライセンスへの適用から明示的に除外されることに合意します。本契約は、本条件に基づいてライセンス供与される本ソフトウェアに関する両当事者間の完全合意事項であり、本契約の対象事項に関して従前または本契約の締結と同時になされた一切の合意、取り決めおよび理解に優先します。本契約は、Claris の正式な権限を付与された代表者が書面で明示的に同意した場合を除き、ライセンサーの注文書またはその他の場所で言及された、または取引慣習や取引過程において默示されるその他の条件に優先します。これと異なる規定による試みは、すべて本契約により除外されるか、または抹消されます。ライセンサーは、Claris が行いたいとする表明にも依拠していないことを認め、これに同意します。ただし、本契約のいかなる規定も、不正に行われた表明に関する責任を制限または除外するものではありません。本契約の修正または変更は、書面によりなされ、かつ Claris が署名した場合を除き、拘束力を有しません。本契約のいずれかの規定が管轄裁判所によって法律に違反すると判断された場合、当該規定は許容される最大限の範囲で執行され、本契約の残りの規定は引き続き完全な効力を有するものとします。Claris がその権利または救済を行使しなかった、またはその行使が遅延した場合でも、具体的な書面通知によりなされる場合を除き、権利放棄とはみなされないものとします。Claris の権利または救済の 1 回のまたは部分的な行使は権利放棄とはみなされず、当該権利もしくは救済またはその他の権利もしくは救済の追加の行使を排除するものではありません。